議　第　　８４　　号
令和２年(２０２０年)１２月１６日提出

熊本市指定有形文化財の指定について

「菱形八幡宮神像群」ほか２件を熊本市指定有形文化財に指定したいので議決を求める。

熊本市教育長　遠藤　洋路

（提出理由）
熊本市文化財保護条例（昭和４２年３月２７日条例第１９号）第３条第１項の規定及び熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和２７年１１月１４日教委規則第６号）第１条第１１号の規定に基づき熊本市指定有形文化財に指定するものである。
これがこの議案を提出する理由である。

市指定有形文化財への申請一覧

資料NO	1	2	3
指定区分	有形文化財	有形文化財	有形文化財
種別	美術工芸品(彫刻)	美術工芸品(彫刻)	建造物(石造物)
名称	菱形八幡宮神像群	木造愚谷常賢像	六所宮の鳥居
ふりがな	ひしがたはちまんぐうしんぞうぐん	もくぞうぐこくじょうけんぞう	ろくしょぐうのとりい
員数	25点	1躯	1基
所在地	熊本市中央区二の丸２－２ （熊本県立美術館寄託）	熊本市南区野田３丁目６－５ （鷲林寺）	熊本市中央区井川淵町３－１ （宗教法人藤崎八旛宮）
所有者	菱形八幡宮総代会	鷲林寺責任総代	宗教法人　藤崎八旛宮
町指定年月日	なし	なし	なし
備考	熊本地震により倒壊した社殿の下敷きとなった。令和元年６月修復完了。	熊本地震により転倒し、大破した。令和２年３月修復完了。	熊本地震により、倒壊。

熊本市文化財保護委員会における答申
（文化財の市指定有形文化財新規指定について）
開催日時　令和２年（２０２０年）１１月２０日（金）９時３０分開催

① 菱形八幡宮神像群

北区植木町円台寺の菱形八幡宮に伝わる２５点の彫刻からなる神像群である。神像群のうち１９点は熊本地震により倒壊した社殿の下敷きになり被災したが、令和元年に修復を終えた。菱形八幡宮神像群は貴重な平安時代末から近世にかけての一括資料であり、九州の彫刻史上重要な文化財である。なお、熊本地震以前に随身像、狛犬、獅子頭など中世の彫刻６点が熊本県立美術館に寄託されており、これらを加えて菱形八幡宮に伝来した２５点の神像群として指定するのが妥当である。

② 木造愚谷常賢像

本像は南区野田の鷲林寺に伝わる鷲林寺開祖で大慈寺４世である愚谷常賢の頂相彫刻で、明治時代に鷲林寺が廃寺となって以降は近隣住民によって守り伝えられてきた。頭部は幕末以降の後補であるため、像自体の年代も新しいと思われていたが、熊本地震により大破し、修復の過程で胴部は天文１４年(1545 年)に再興されたことが判明し、貴重な中世の在銘彫刻であることが明らかとなった。銘文からは戦乱で焼失した大慈寺や鷲林寺の復興過程を読み取ることができ、極めて重要な歴史資料でもあることから、文化財に指定し後世まで残していくべきものである。

③ 六所宮（ろくしょぐう）の鳥居（とりい）

六所宮の鳥居は藤崎八旛宮南側に位置する安山岩製の明神鳥居（みょうじんとりい）である。六所宮とは元々豊前中津にあった熊本藩主細川家４代光尚の氏神であった神社で、光尚が正保元年（1645 年）に豊前から勧請した。鳥居には安永（あんえい）２年（1649 年）の銘があり、建築年代が明らかなものの中で県内最古の鳥居である。六所宮は明治１０年（1877 年）の西南戦争で被災し、明治１１年に現在の井川淵へ藤崎八旛宮とともに移転してきた。熊本県最古の鳥居であり、藤崎八旛宮及び六所宮の移転の歴史を語る重要な歴史資料である。

（諮問概要）

平成 28 年熊本地震で被害を受けた未指定文化財のうち、後世に残すべき価値のある文化財について 3 件を新たに市指定の文化財として申請するものである。

令和２年１１月２０日

熊本市教育委員会　様

住所　熊本市北区植木町円台寺[redacted]

氏名　菱形八幡宮総代会

宮総代 [redacted]

文化財の熊本市指定について（申請）

このことについて、私どもの所有する文化財を熊本市有形文化財（彫刻）に指定くださるよう、別添書類を添えて申請します。

規則様式第１号

令和２年１１月２０日

熊本市教育委員会　様

住所　熊本市北区植木町円台寺[redacted]

氏名　菱形八幡宮総代会

宮総代 [redacted]

私の所有する下記文化財を熊本市文化財保護条例第３条の規定により、熊本市指定有形文化財に指定されることに同意します。

記

１　種別

有形文化財　（彫刻）

２　名称

菱形八幡宮神像群

（木造男女神像１８躯、木造十一面観音像１躯、木造随身像２躯、木造狛犬２躯、木造獅子頭２面）

分　類	有形文化財	種　類	彫刻
名　称（ふりがな）	菱形八幡宮神像群（ひしがたはちまんぐうしんぞうぐん）		
員　数	神像１８躯、仏像１躯、随身２躯、狛犬２躯、獅子頭２面		
所在地	熊本県熊本市北区植木町円台寺 719 菱形八幡宮 (熊本県立美術館寄託中)		
所有者	住所　熊本県熊本市北区植木町円台寺 719 菱形八幡宮 氏名　菱形八幡宮総代会		
管　理 責任者	住所　熊本県熊本市北区植木町円台寺 719 菱形八幡宮 氏名　菱形八幡宮総代会		
年代 または時代	平安時代後期～江戸時代		
指定申請の理由	菱形八幡宮神像群は熊本市北区植木町円台寺に所在する菱形八幡宮に伝わる神像群である。菱形八幡宮は『神皇正統記』で「八幡神出現の地」とされ、近傍には熊本県指定重要文化財に指定されている建久４年(1193 年)、建久 7 年(1196 年)の笠塔婆や県指定史跡の円台寺の摩崖仏などが残されており、その創建は平安時代にさかのぼる可能性もある。 菱形八幡宮神像群は２５点の彫刻(木造男女神像 18 躯、木造十一面観音像 1 躯、木造随身像 2 躯、木造狛犬２躯、木造獅子頭２面)からなり、その制作期は平安時代後期～江戸時代に及ぶ幅広い時代相を示し、質、量ともに県内屈指の貴重な神像彫刻群である。神像群はいずれもヒノキ材ないしクス材の一木造で、在地性の強い作風を示しており、九州を中心に活動していた仏師により制作されたものと考えられる。 神像彫刻の調査研究は信仰上の問題もあり、九州においても未解明な部分が大きい分野であるが、その中にあって菱形八幡宮神像群は、中～近世期中部九州の神像彫刻の制作と展開を考えるうえで非常に重要な存在である。菱形八幡宮神像群の存在は昭和 60 年の調査で明らかとなり、調査後に随身像、狛犬、獅子頭の 6 点が熊本県立美術館に寄託され、神像群及び十一面観音像は本殿で保管されていた。しかし、平成 28 年熊本地震によって神社背後の岩盤崩落に見舞われ、倒壊した本殿の下敷きとなり破損したほか、長期にわたって下敷きとなっていたため表面にはカビ害虫害が発生した。そのため文化財レスキュー事業の対象として、平成３０年度から３１年度にかけて、熊本県の平成 28 年熊本地震被災文化財復旧復興基金及び公益財団法人住友財団の助成を受けて修理を実施した。修理後は熊本県立美術館に一括して寄託されている。 なお、神像以外についても中世の貴重な彫刻であり、特に獅子頭は熊本県指定重要文化財に指定されている近隣の那知熊野座神社の木造獅子頭(嘉暦３年(1328 年))と比較しても遜色ないもので、彫刻史上貴重な資料である。 以上のように、菱形八幡宮神像群は貴重な中世～近世にかけての一括資料であり、九州の彫刻史上重要な文化財であるため、菱形八幡宮に伝来する彫刻群を一括して熊本市指定文化財に指定すべきと考える。		
その他			

菱形八幡宮神像群一覧

番号	種類	名称	員数	像高(cm)	年代	備考
1	彫刻	木造女神坐像	1躯	58.7	平安時代後期～鎌倉時代	5と対か。
2	彫刻	木造女神坐像	1躯	51.8	平安時代後期	
3	彫刻	木造男神坐像	1躯	69.3	鎌倉時代	8と一組か
4	彫刻	木造男神坐像	1躯	12.0	江戸時代	
5	彫刻	木造男神坐像	1躯	73.3	平安時代後期～鎌倉時代	1と対か。
6	彫刻	木造女神坐像	1躯	60.4	平安時代後期～鎌倉時代	7と対か
7	彫刻	木造男神坐像	1躯	70.9	平安時代後期～鎌倉時代	6と対か
8	彫刻	木造男神坐像	1躯	40.5	鎌倉時代	
9	彫刻	木造女神坐像	1躯	38.8	平安時代後期	菱形八幡宮の祭神として祀られていた
10	彫刻	木造十一面観音坐像	1躯	30.0	平安時代後期	
11	彫刻	木造男神坐像	1躯	21.0	室町時代	
12	彫刻	木造男神坐像	1躯	20.7	室町時代	
13	彫刻	木造女神坐像	1躯	17.2	室町時代	像底に「願主祐□」の墨書あり
14	彫刻	木造男神坐像	1躯	27.5	南北朝～室町時代	
15	彫刻	木造女神坐像	1躯	28.1	南北朝～室町時代	
16	彫刻	木造男神坐像	1躯	26.1	南北朝～室町時代	
17	彫刻	木造女神坐像	1躯	21.6	南北朝～室町時代	
18	彫刻	木造男神坐像	1躯	23.7	南北朝～室町時代	
19	彫刻	木造男神坐像	1躯	23.4	室町時代	
20	彫刻	木造随身倚像	1躯	74.9	室町時代	阿形。21と対をなす。
21	彫刻	木造随身倚像	1躯	73.2	室町時代	吽形。20と対をなす。
22	彫刻	木造狛犬	1躯	49.2	南北朝～室町時代	無角
23	彫刻	木造狛犬	1躯	52.2	南北朝～室町時代	有角
24	彫刻	木造獅子頭	1躯	28.0	鎌倉時代	有角
25	彫刻	木造獅子頭	1躯	25.1	鎌倉時代	無角
-	彫刻	鬘	1点	-	-	1の付属品か。

※神像群の番号は平成28年熊本地震レスキュー事業で振った番号で、神像群の後に随身、狛犬、獅子頭の順に番号を割り振った。鬘はいずれかの神像に付属するものであり、個別番号は振っていない。

1　木造女神座像

2　木造女神座像

3　木造男神座像

4　木造男神座像

5　木造男神座像

6　木造女神座像

7　木造男神座像

8　木造男神座像

9　木造女神座像

１０　木造十一面観音座像

１１　木造男神座像

１２　木造男神座像

１３　木造女神座像

１４　木造男神座像

１５　木造女神座像

１６　木造男神座像

１７　木造女神座像

１８　木造男神座像

１９　木造男神座像

鬠

２１　木造随身倚像

２０　木造随身倚像

２３　木造狛犬

２２　木造狛犬

２４　木造獅子頭(有角)

２５　木造獅子頭(無角)

令和２年１１月２０日

熊本市教育委員会　様

住所　熊本南区野田[redacted]

氏名　鷲林寺責任総代

[redacted]

文化財の熊本市指定について（申請）

このことについて、私どもの所有する文化財を熊本市有形文化財（彫刻）に指定くださるよう、別添書類を添えて申請します。

規則様式第１号

令和２年１１月２０日

熊本市教育委員会　様

住所　熊本南区野田[redacted]

氏名　鷲林寺責任総代

[redacted]

私の所有する下記文化財を熊本市文化財保護条例第３条の規定により、熊本市指定有形文化財に指定されることに同意します。

記

１　種別

有形文化財　（彫刻）

２　名称

木造愚谷常賢像（１躯）

分　類	有形文化財	種　類	彫刻
名　称（ふりがな）	木造愚谷常賢像		
員　数	１躯		
所在地	熊本県熊本市南区野田　鷲林寺		
所有者	住所　熊本県熊本市南区野田 氏名　鷲林寺責任総代		
管　理 責任者	住所　熊本県熊本市南区野田 氏名　鷲林寺責任総代		
年代 または時代	躰部　天文１４年(1545 年) 頭部　幕末以降再興		
指定申請の理由	木造愚谷常賢像は鷲林寺に伝わる鷲林寺開祖愚谷常賢の頂相彫刻である。愚谷常賢は大慈寺開祖寒巌義尹の弟子のひとりで大慈寺４世、のちに鷲林寺の開祖となり同寺で遷化した人物である。寒巌義尹から始まる曹洞宗寒巌派の中でも愚谷常賢の系統は愚谷派として、近世以降の寒巌派の中枢を占めるようになった。 本像の躰部は背板内側の銘文から天文１４年(1545 年)に再興されたことがわかるが、頭部や両手先などは後補である。像高 105 ㎝、座高７５㎝、坐下 30 ㎝、袖張 74 ㎝、寄木造で玉眼、彩色を施している。 銘文には「開山再興」とあることから、鷲林寺にはもともと開山の愚谷常賢像を祀っていたが、何らかの理由で失われたため天文 14 年に鷲林寺の住持であった元訓によって再興されたことがわかる。隣接する大慈寺の記録によると、大慈寺は永正 17 年(1520 年)と天文９年(1540 年)の２回にわたって戦乱に巻き込まれて炎上していることから、隣接する鷲林寺も同様の被害を受けたものと思われ、もともとの愚谷常賢像も失われたものと考えられる。 本像を再興した元訓という人物は大慈寺４９世を務め、鷲林寺６世となった詰天元訓のことである。元訓は大慈寺や鷲林寺の復興に力を注いだ人物であり、中世に栄えた大慈寺僧集団の動きを示すものとしても本像は重要である。 鷲林寺は近代以降無人となったため、本像は地域の努力と協力によって守られてきた。平成２８年熊本地震で被災した際も地域によってレスキューや本堂の修理も行われ復旧を遂げている。 本像は貴重な中世の記年銘のある頂相彫刻であり、年代の基準となるものでもある。本像を後世まで確実に残していくためにも熊本市指定文化財に指定すべきと思われる。		
その他	平成 28 年熊本地震によって台座から転落し大破した。そのため熊本県の平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金及び公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団の助成を更けて修復を実施した。その際、欠損箇所などについては新補している。		

木造愚谷常賢像

令和２年１１月２０日

熊本市教育委員会　様

住所　熊本市中央区井川淵町３番１号

氏名　宗教法人　藤崎八旛宮
代表役員　宮司　岩下通弘

文化財の熊本市指定について（申請）

このことについて、私どもの所有する文化財を熊本市有形文化財（建造物）に指定くださるよう、別添書類を添えて申請します。

規則様式第１号

令和２年１１月２０日

熊本市教育委員会　様

住所　熊本市中央区井川淵町３番１号

氏名　宗教法人　藤崎八旛宮

代表役員　宮司　岩下　通弘

私の所有する下記文化財を熊本市文化財保護条例第３条の規定により、熊本市指定有形文化財に指定されることに同意します。

記

１　種別

有形文化財　（建造物）

２　名称

六所宮の鳥居（１基）

分　類	有形文化財	種　類	建造物(石造物)
名　称	六所宮の鳥居		
員　数	１基		
所在地	熊本県熊本市中央区井川淵町３－１		
所有者	住所　熊本県熊本市中央区井川淵町３－１ 氏名　宗教法人藤崎八旛宮		
管　理 責任者	住所　熊本県熊本市中央区井川淵町３－１ 氏名　宗教法人藤崎八旛宮		
年代 または時代	慶安２年(1649 年)		
指定申請の理由	六所宮の鳥居は藤崎八旛宮南側に位置する安山岩製の明神鳥居である。六所宮とは元々豊前中津にあった熊本藩主細川家４代光尚の氏神であった神社である。六所宮の名は、春日・加茂・松尾・稲荷・祇園(八坂)・貴船の六柱を祀ることからきている。正保元年(1645 年)に光尚は家臣沢村大学を豊前に使わして勧請し、正保２年(1646 年)に藤崎台に社殿を造立し、宮司は代々小堀家が務めた。 六所宮の鳥居は柱の銘文から、社殿造立から３年後の慶安２年(1649 年)造立されたことがわかる。この年代はこれまで銘文のある鳥居のうち県内で最古とされてきた慶安５年(1652 年)の玉名市繁根木八幡宮の鳥居よりも古く、六所宮の鳥居は建築年代の明らかな県内最古の鳥居である。鳥居の柱は二つの部材をつなぎ合わせた二段接ぎで、左右の柱で高さが異なるという江戸前半期以前の特徴を有している。また、柱の銘文も江戸前半期に特徴的な切薬研彫で刻まれている。この鳥居を含む六所宮は、もともと藤崎台にあったが、明治１０年の西南戦争によって焼失し、明治１１年に現在の井川淵へ藤崎八旛宮とともに移転してきたものである。移築に際して、柱の上部はオリジナルの部材を再加工しており、貫部分についてはこの時新調されたと思われる。また、額束には「六所宮」の三字が文字の中心が丸く盛り上がる格式高いイカク彫で刻まれているが、柱の上部が再加工されていることから、移築に伴い再作成された可能性も考えられる。 江戸時代後期に描かれた「肥藩図巻」や「藤崎宮祭礼之図」には本鳥居が六所宮敷地の南側に描かれており、また、西南戦争後の古写真でもその姿を確認できるが、現在の鳥居と違って台輪が付いており、西南戦争で被害を受けたため、鳥居の移設に合わせて被害の大きかった箇所に加工を加えたものと考えられ、その際に貫も新調したものと考えられる。なお、六所宮は江戸時代には藩より扶持が与えられており多くの社人を抱えていたが、近代になり井川淵に移転後は藤崎八旛宮の管理するところとなっている。 以上のように、六所宮の鳥居は熊本県最古の紀年銘のある石鳥居であり、一部後補部材も含まれるものの当初部材がよく残っている。また、明治１０年の西南戦争で荒廃した六所宮、藤崎八旛宮の移転の歴史を語る歴史的資料としての価値も高く、熊本市指定文化財に指定すべきと考える。		
その他	平成２８年熊本地震で倒壊し、指定後に熊本市の文化財復旧補助及び熊本県の平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金を用いて修理を予定している。修理後に寸法等は計測する。		

図 1　鳥居模式図
（赤色部分は明治 10 年以降に取り換えられた部材
黄色部分は明治 10 年以降に取り換えられた可能性がある部材）

写真　　1　六所宮の鳥居の現状

図２　鳥居の銘文